

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2022年6月27日
【会社名】	株式会社中広
【英訳名】	CHUCO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大島 齊
【本店の所在の場所】	岐阜県岐阜市東興町27番地
【電話番号】	058-247-2511（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 倉橋 誠一郎
【最寄りの連絡場所】	岐阜県岐阜市東興町27番地
【電話番号】	058-247-2511（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 倉橋 誠一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

1【提出理由】

当社は、2022年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額34,000,125円

効力発生日

2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

当社事業の現状に即して事業内容をより明確化するとともに、今後の事業展開に備えるため、第2条（目的）の変更を行うものです。

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会）の開催が認められたことから、当社においても、感染症や自然災害等の大規模災害や社会のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充するために現行定款第12条の変更を行うものです。

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。また、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（変更前定款第18条）は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものです。

経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役に役付取締役として、新たに取締役副会長を定めることができる旨を追加するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	54,049	93		(注)1	可決 97.92
第2号議案 定款一部変更の件	53,911	330		(注)2	可決 97.49

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。